

## がんばれ！郷土の五輪選手



## 早川一枝さんら五人出場

あと十五日たらずとなつたオリンピック東京大会一オリンピック代表選手を五人も出した。水上、陸上、五人とも吉原市では、去る九月五日と十四日の二回にわたり、市主催の五輪選手。

「法の日（十月一日）」である。そしてその自由のテーマの中に「悪法での共存を保障するものがることを主張して暴力を正当化することは許されない」という一節がある。もつともなことである。ところが現実はどうある。法はさておき自由権利のはきらがりにも多いのではないか。各個人の基本的人権を侵害している事例がある。しかし、その自由も他人の自由と共存するばかりでなく、在価値を発揮できるもの、人間の生命は、個性の自由である。しかし、その自由を完全に肯定していることは、吉原市では現在、吉原衛生社（元吉原地区）にそのようなことがないよう注意をうながしました。

## 「法の日」によせて

一市民 生

（原田・28）

## 汲み取り料正しく

## 市が衛生社に要請

昭和39年9月20日  
（原田・28）

## 福祉時効せまる

## 請求手続はいますぐに

昭和三十六年、拠出制

います。

昭和三十四年十一月一日

より

年金制度

がもうけられました。

現在、吉原市で福祉年金

を受けている人は二〇六

人、支給年金額二千四百万

円に上っていますが、まだ

年金を受ける権利があり

がら請求していない方がい

るようです。

年金を受けるには市の保

険課を通じて県に書類を提

出し、裁判を受ける手続き

が必要です。

この裁定を請求できる期

間は、年金受給権が発生し

てから五年間と決められて

います。

さいきん、し尿の汲み取

りについて各方面から苦情

がだいぶあるようです。

たとえば、どうも汲み取

り料金が高すぎる、この

前より量が少ないのに料金

が前と同じだとか、きよ

うきた人はどうもおうへい

だ。

このように市民の苦情に

対して市では現在、し尿の

汲み取りを委託してい

る業者昭和衛生社（元吉原地区）

にそのようなことがな

いよう注意をうながしまし

た。

業者も直接市民のみな

人に接する従業員に、料金

を明らかにし、市の委託業

者としての言動とサービス

を心掛け、つねに市民のた

めの衛生社であるよう注意

されています。

い。十月三十一日をする

と年金を受けることができ

なくなります。

70才以上であつたひと

ができないといふのひと

ならなければ日常の生活

ができないなど、誰かの世話を

えないなど、両手、両足首が

えないと、両手、両足首が

ないなど、誰かの世話を

できないなど、誰かの世話を

しないなど、誰かの世話を

されないようにしました。

しかし、拠出制の国民年

金に加入できない高齢者や

者であつたりして、生活に

困つている人はこの保障か

らもれてしまします。この

ため昭和三十四年十一月一

日、無拠出の福祉年金制度

がもうけられました。

現在、吉原市で福祉年金

を受けている人は二〇六

人、支給年金額二千四百万

円に上っていますが、まだ

年金を受ける権利があり

がら請求していない方がい

るようです。

年金を受けるには市の保

険課を通じて県に書類を提

出し、裁判を受ける手続き

が必要です。

この裁定を請求できる期

間は、年金受給権が発生し

てから五年間と決められて

います。

さいきん、し尿の汲み取

りについて各方面から苦情

がだいぶあるようです。

たとえば、どうも汲み取

り料金が高すぎる、この

前より量が少ないのに料金

が前と同じだとか、きよ

うきた人はどうもおうへい

だ。

このように市民の苦情に

対して市では現在、し尿の

汲み取りを委託してい

る業者昭和衛生社（元吉原地区）

にそのようなことがな

いよう注意をうながしまし

た。

業者も直接市民のみな

人に接する従業員に、料金

を明らかにし、市の委託業

者としての言動とサービス

を心掛け、つねに市民のた

めの衛生社であるよう注意

されています。

い。十月三十一日をする

と年金を受けることができ

なくなります。

70才以上であつたひと

ができないといふのひと

ならなければ日常の生活

ができないなど、誰かの世話を

えないなど、両手、両足首が

えないと、両手、両足首が

ないなど、誰かの世話を

されないようにしました。

しかし、拠出制の国民年

金に加入できない高齢者や

者であつたりして、生活に

困つている人はこの保障か

らもれてしまします。この

ため昭和三十四年十一月一

日、無拠出の福祉年金制度

がもうけられました。

現在、吉原市で福祉年金

を受けている人は二〇六

人、支給年金額二千四百万

円に上っていますが、まだ

年金を受ける権利があり

がら請求していない方がい

るようです。

年金を受けるには市の保

険課を通じて県に書類を提

出し、裁判を受ける手続き

が必要です。

この裁定を請求できる期

間は、年金受給権が発生し

てから五年間と決められて

います。

さいきん、し尿の汲み取

りについて各方面から苦情

がだいぶあるようです。

たとえば、どうも汲み取

り料金が高すぎる、この

前より量が少ないのに料金

が前と同じだとか、きよ

うきた人はどうもおうへい

だ。

このように市民の苦情に

対して市では現在、し尿の

汲み取りを委託してい

る業者昭和衛生社（元吉原地区）

にそのようなことがな

いよう注意をうながしまし

た。

業者も直接市民のみな

人に接する従業員に、料金

を明らかにし、市の委託業

者としての言動とサービス

を心掛け、つねに市民のた

めの衛生社であるよう注意